

令和 7 年度使用教科書
中学校「全教科」の選定資料の作成について

長崎県教育委員会

令和7年度使用中学校用教科書 〈選定資料の作成について〉

I 採択に関する基本方針

- 1 教育基本法に定められた教育の目的(同法第1条)及び教育の目標(同法第2条)や学校教育法に示された普通教育の目標(同法第21条)を踏まえるとともに、学習指導要領が掲げる「生きる力」を育むという理念に沿った教科用図書を採択すること。
- 2 長崎県教育方針を踏まえるとともに、各採択地区及び学校の教育の特色や実態、自然的・文化的諸条件を考慮して、児童生徒に適した教科用図書を採択すること。
- 3 採択の手続き等は、法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科用図書の十分かつ綿密な調査研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行うこと。
- 4 教科用図書の選定の過程においては、教職員や保護者等の意見が反映されるように工夫するなど、開かれた採択の推進に配慮すること。
- 5 各採択権者は、静ひつな採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図ること。

【長崎県教科用図書選定審議会答申より】

II 令和7年度使用中学校教科書発行者一覧表

発行者 番号	発行者	国語	書写	社会 地理	社会 歴史	社会 公民	地図	数学	理科	音楽 一般	音楽 器楽	美術	保健 体育	技術	家庭	英語	道徳	種目数
2	東京書籍株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	13
4	大日本図書株式会社							○	○				○					3
6	教育図書株式会社													○	○			2
9	開隆堂出版株式会社											○		○	○	○		4
11	学校図書株式会社							○	○									2
15	株式会社三省堂	○	○													○		3
17	教育出版株式会社	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○	○	11
27	株式会社教育芸術社									○	○							2
38	光村図書出版株式会社	○	○									○				○	○	5
46	株式会社帝国書院			○	○	○	○											4
50	株式会社大修館書店												○					1
61	株式会社新興出版社啓林館							○	○							○		3
81	株式会社山川出版社				○													1
104	数研出版株式会社							○										1
116	日本文教出版株式会社			○	○	○		○				○					○	6
224	株式会社Gakken												○				○	2
225	株式会社自由社				○	○												2
227	株式会社育鵬社				○	○												2
229	株式会社学び舎				○													1
232	あかつき教育図書株式会社																○	1
233	日本教科書株式会社																○	1
236	令和書籍株式会社				○													1
	発行者数	4	4	4	9	6	2	7	5	2	2	3	4	3	3	6	7	71

選定資料の作成に当たって

教科書は、学校において教科の主たる教材として使用するものである。このため、教科書の採択は、学校教育にとって極めて重要な意味をもつものである。

教科書の採択に関しては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」により、都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会等が行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならないこととされている。

本年度は、令和7年度から使用される中学校用教科書について採択替えを行う年度である。

そこで、県教育委員会は、市町教育委員会等が行う中学校の教科書の採択に関し、その選定に必要な資料を作成することとした。

資料作成に当たっては、調査研究の公正を期すとともに、法令等の趣旨や内容、学習指導要領との関連、表現や体裁の三つの面から全教科、種目に共通する大観点を定め、さらに各教科、種目それぞれに必要な共通観点及び独自観点を設けて、検定教科書の内容、程度、組織、配列、分量等について調査研究を行った。

その際、教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であるとの国の考えに則り、デジタル教科書及び教科書中に掲載されている二次元コード等から参照できる内容については教材として扱った。

市町教育委員会等における教科書採択に当たっては、採択地区及び学校の教育の特色や実態、自然的・文化的諸条件、本県の教科用図書の採択基準を考慮し、この「中学校用教科書選定資料」及び発行者が作成する編集趣意書等を十分活用し、適切な教科書が公正に採択されるよう切望する。

なお、各種目の選定資料に記載している発行者の順序は、登録番号順によるものである。

選定資料の観点

(1) 観点の構成

- 大観点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1、2、3
- 具体観点
 - ・ 各教科、種目共通の観点・・・・・・・・・・・・ 1 - (1)、(2)
3 - (1) ~ (3)
 - ・ 各教科、種目共通の観点（「特別の教科 道徳」以外）2 - (1) ~ (3)
 - ・ 各教科、種目独自の観点（「特別の教科 道徳」以外）
2 - (4) ~ (各教科、種目による)
 - ・ 「特別の教科 道徳」独自の観点・・・・・・・・・・・・ 2 - (1) ~ (6)

(2) 大観点及び各教科、種目共通の観点

1 教育基本法の理念や長崎県教育方針の趣旨・内容を踏まえて、豊かな人間性の育成を図る上での特長

(1) 教科の特質に応じて、「教育の目的」及び「教育の目標」の達成、「本県教育が目指す人間像」の育成に資する内容、構成となっているか。

(2) ふるさと長崎の伝統・文化や歴史、自然について理解を深める学習に生かせる題材が扱われているか。

【各教科、種目(「特別の教科 道徳」以外)】

2 学習指導要領の目標や内容等を踏まえて、確かな学力の育成を図る上での特長

(1) 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得することができるよう工夫されているか。

(2) 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成することができるよう工夫されているか。

(3) 主体的に学習に取り組む態度を身に付けることができるよう工夫されているか。

(4) 各教科ごとに独自の観点を設定する。

【「特別の教科 道徳」】

2 学習指導要領の目標や内容等を踏まえて、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う上での特長

(1) 「特別の教科 道徳」独自の観点を設定する。

3 学習効果や使いやすさ、見やすさ(ユニバーサルデザイン)等の観点からの表記・表現や体裁の特長

(1) 文章は、分かりやすく、質・量ともに適切な記述となっているか。

(2) 写真、挿絵、図表などは、学習意欲を高めるとともに、学習内容との関連や学習効果に十分配慮されているか。

(3) レイアウトや色彩、文字の大きさ、挿絵の活用、紙質、製本等については、適切に配慮されているか。

(3) 留意事項

各教科、種目の独自の観点は、学習指導要領の目標、内容及び内容の取扱いなどを各教科書がどのように表しているかを調査するために定めたものである。

具体項目は、観点によって教科書の特長を調査した結果、明らかになった点をあげたものである。したがって、各教科書を比較するものでないことに留意すること。